

高齢者虐待防止のための指針

松浦市地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

松浦市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を策定し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防・早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において、虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止検討委員会

(1) センターは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、高齢者虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 高齢者虐待防止担当者は社会福祉士とする。

(4) 委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。なお、虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(5) 高齢者虐待防止検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

① 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

② 虐待防止のための指針の整備に関すること

③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④ 虐待等について、職員が相談・報告及び適切に対応できる体制整備に関すること

⑤ 虐待等が発生した場合の原因分析及び再発防止策に関すること

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上、実施又は県等が実施する研修会に参加するものとする。研修参加者はセンター職員に限定せず、市内の介護保険サービス事業所における虐待対応担当者も参加可能とする。
- (3) 研修の内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、速やかにセンター内で共有し、解決に努める。
- (2) サービス事業所内で虐待等に気づいた職員は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) サービス事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) サービス事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を図る。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 苦情を受け付けた職員は、受け付けた内容に虐待等が含まれている場合には管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. 指針の閲覧

本指針をいつでも閲覧できるよう執務室内に備え付けるほか、市のホームページにも掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。